

## 共同研究・共同開発の事業化に関する契約書

本契約は、以下の当事者間において、共同研究・共同開発およびその成果の事業化に関する権利義務を定めるために締結される。

### 第1条（当事者）

甲：医療法人福岡桜十字（桜十字先端リハビリテーションセンター SACRA）

所在地：〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通3丁目5-11

代表者：今村 博孝

乙：【共同研究先機関名または企業名】

所在地：【記入】

代表者：【記入】

### 第2条（目的）

本契約は、甲および乙が協力して行う共同研究・共同開発について、研究成果の知的財産の取扱い、商品化・事業化による収益の分配、ベンチャー設立や出資等による利益取得に関する事項を定めることを目的とする。

### 第3条（共同研究の内容）

1. 甲および乙は、以下のテーマに基づき共同研究・共同開発を実施する。

テーマ：「【記入】」

2. 研究成果は、原則として甲乙が共同で保有する。

### 第4条（知的財産権の帰属）

1. 共同研究・共同開発により創出された発明・考案・著作物・ノウハウその他の成果（以下「成果」という）に関する知的財産権は、原則として甲乙共有とする。

2. 出願・登録・管理・実施許諾の方法および費用負担は、甲乙協議のうえ定める。

3. 知的財産の利用・実施・第三者へのライセンス等により収益が発生した場合、以下の割合で配分するものとする：

甲：○○% 乙：○○% （※協議により決定）

### 第5条（商品化・事業化）

1. 成果をもとに商品・サービスを開発・販売・ライセンスする場合、甲乙はその事業計画・役割分担・収益配分について事前に書面で協議し、合意するものとする。

2. 商品化・ライセンス収入などが発生した場合、利益配分は第4条3項の割合に準ずる。ただし、必要に応じて変更協議を行うことができる。

## 第6条（ベンチャー設立・出資）

1. 甲乙は、成果を活用して新会社（以下「ベンチャー」）を設立する場合、出資比率・役員構成・株式配分・配当等について事前に協議・合意する。
2. ベンチャー設立後の経済的利益（株式売却益・配当金など）は、出資比率に応じて分配される。
3. ベンチャー設立に伴い知的財産の譲渡または実施許諾が行われる場合、その条件は甲乙協議の上で決定する。

## 第7条（秘密保持）

甲乙は、共同研究・共同開発および事業化に関して知り得た相手方の技術情報・業務情報・その他一切の秘密情報を、第三者に開示・漏洩してはならない。

本条は契約終了後も有効とする。

## 第8条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から〇年間とする。ただし、共同研究・事業化・ベンチャー活動が継続している場合、契約は自動的に1年ごとに更新されるものとする。

## 第9条（契約の終了）

1. 甲または乙は、相手方に重大な契約違反があった場合、30日前の書面による通知をもって本契約を解除することができる。
2. 契約終了後も、第4条（知的財産権）、第5条（利益配分）、第6条（ベンチャー関連）、第7条（秘密保持）の条項は引き続き有効とする。

## 第10条（損害賠償）

本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、違反した当事者はその損害を賠償する責任を負う。

## 第11条（不可抗力）

天災地変、法令の改廃、公権力の行使、その他不可抗力により契約の履行が困難となった場合、当事者はその責任を負わない。

## 第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項や、契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決を図る。

(署名欄)

以上を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙が署名または記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 (医療法人福岡桜十字)

名称：医療法人福岡桜十字（桜十字先端リハビリテーションセンター SACRA）

所在地：〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通3丁目5-11

代表者：今村 博孝 印

乙 (共同研究先・事業化実施側)

名称： [記入]

所在地： [記入]

代表者： 印